

法学部A方式Ⅱ日程・国際文化学部A方式  
キャリアデザイン学部A方式

## 3 限 選 択 科 目 (60分)

科 目	ペー ジ	科 目	ペー ジ
政治・経済	2~20	日本史	22~38
世界史	40~58	地理	60~75
数学	76~81		

## &lt;注意事項&gt;

- 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開かないこと。
- 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
- 科目の選択は、受験しようとする科目の解答用紙を選択した時点で決定となる。  
一度選択した科目の変更は一切認めない。
- 数学については、定規、コンパス、電卓の使用は認めないので注意すること。
- マークシート解答方法については以下の注意事項を読みなさい。

## マークシート解答方法についての注意

マークシート解答では、鉛筆でマークしたものを機械が直接読みとって採点する。したがって解答はHBの黒鉛筆でマークすること(万年筆、ボールペン、シャープペンシルなどを使用しないこと)。

## 記入上の注意

- 記入例 解答を3にマークする場合。

(1) 正しいマークの例

A	(1)	(2)	(3) <input checked="" type="checkbox"/>	(4)	(5)
---	-----	-----	---	-----	-----

(2) 悪いマークの例

A	(1)	(2)	(3) <input checked="" type="checkbox"/>	(4)	(5)
B	(1)	(2)	<input checked="" type="checkbox"/>	(4)	(5)
C	(1)	(2)	(3)	(4)	<input checked="" type="checkbox"/>

枠外にはみださないこと。

○でかこまないこと。

- 解答を訂正する場合は、消しゴムでよく消してから、あらためてマークすること。
- 解答用紙をよごしたり、折りまげたりしないこと。
- 問題に指定された数よりも多くマークしないこと。

# (政 治・経 済)

[ I ] 次の文章を読んで、下記の問い合わせに答えよ。

いわゆる議員定数不均衡ないし一票の格差をめぐって争われた訴訟において、  
我が国の最高裁判所は2015年末までに あ 度、違憲判決を下している。

その最初の事例である、1976(昭和51)年4月14日の大法廷判決において、最高裁は以下のように述べている。

「憲法は、14条1項において、すべて国民は法の下に平等であると定め、一般的に平等の原理を宣言するとともに、政治の領域におけるその適用として、前記のように、選挙権について15条1項、3項、44条但し書の規定を設けている。これらの規定を通覧し、かつ、右15条1項等の規定が前述のような選挙権の平等の原則の歴史的発展の成果の反映であることを考慮するときは、憲法14条1項に定める法の下の平等は、選挙権に関しては、国民はすべて政治的価値において平等であるべきであるとする徹底した平等化を志向するものであり、右15条1項等の各規定の文言上は単に選挙人資格における差別の禁止が定められているにすぎないけれども、単にそれだけにとどまらず、選挙権の内容、すなわち各選挙人の投票の価値の平等もまた、憲法の要求するところであると解するのが、相当である。」

もっとも、日本国憲法は他方で、国会両議院の議員の選挙については、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし(43条2項、47条)、両議院の議員の各選挙制度の仕組みの具体的決定を原則として国会の裁量にゆだねている。それゆえ、憲法は、投票価値の平等を、国会が選挙制度を決定するに際して考慮すべき唯一絶対の基準としているわけではない。国会は他の政策目的も考慮しながら、公正かつ効果的な代表という目標を実現するために適切な選挙制度を具体的に決定することができる。

一方において投票価値の平等という憲法上の理念があり、他方において選挙制度の決定における国会の裁量がある。それでは、国会がその裁量によって決定し

た具体的な選挙制度において、現実に投票価値における不平等という結果が生じている場合、この両者の調和をどのようにして図ればよいのだろうか。前記最高裁判所大法廷判決は、投票価値の不平等の結果が、国会の裁量権の行使として合理性を認め得る範囲内にとどまるものか、それともその範囲を超えるものであるのかを検討する必要があるとする。その上で、1972年の選挙当時、A院におけるB制の下で、一票の価値に約い倍の格差を生ぜしめていた公職選挙法の議員定数配分規定を、合理的裁量の範囲を超えるものとして違憲と判断したのである。

その後、1994年の公職選挙法改正によりC院においてはD制が導入された。またE院においては2000年の法改正により、原則として都道府県を単位とする選挙区制とF制が併用されることになった。

こうした選挙制度改革を通じて一票の格差の是正が図られているものの、その成果はなお十分とはい难以ものである。実際、民主党への政権交代をもたらした2009年8月の総選挙、その次の自公両党の政権復帰をもたらした2012年の総選挙、さらに2014年12月の総選挙のいずれについても、最高裁判所はその選挙区の区割りが「違憲状態」にあったと判断している。民主党の鳩山内閣以来、2014年12月に発足した第3次安倍内閣に至るまで、う代にわたる内閣総理大臣はすべて、最高裁判所に「違憲状態」と判断された区割りによって選出された議員で構成された衆議院によって指名してきたのである。

さらなる選挙制度の改革が望まれるといえよう。もっともその改革は、それによって不利になる現職議員が生ずることを必然的に伴うものであって、国会の自助努力に期待することには自ずと限界があるのかもしれない。今後も国会が十分な選挙制度改革を実現できない状態が続くのであれば、いずれは裁判所としても、単に議員定数配分が違憲(状態)であったと言うだけにとどまらず、選挙そのものの違憲無効判決を出さざるを得ないであろう。それは、憲法によって違憲審査権限を与えられた裁判所が果たすべき責務なのである。

## 政治・経済

問1 文中の **あ** ~ **う** にあてはまる数字を、 1~9のなかからそれぞれ一つ選び、その数字を解答欄にマークせよ。

なお、 **あ** にいう「違憲判決」には、いわゆる「違憲状態」の判断(判決)は含まれないものとして解答せよ。

また、 **う** については、「何人」ではなく「何代」と問われている点に注意せよ。

問2 文中の **A** と **B** に入る語句の組み合わせとして正しいものを、次のア～コのなかから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- |        |        |        |              |
|--------|--------|--------|--------------|
| ア A：衆議 | B：小選挙区 | イ A：衆議 | B：小選挙区比例代表並立 |
| ウ A：衆議 | B：中選挙区 | エ A：衆議 | B：中選挙区比例代表並立 |
| オ A：衆議 | B：比例代表 | カ A：参議 | B：比例代表並立     |
| キ A：参議 | B：小選挙区 | ク A：参議 | B：小選挙区比例代表並立 |
| ケ A：参議 | B：中選挙区 | コ A：参議 | B：中選挙区比例代表並立 |

問3 文中の **C** と **D** に入る語句の組み合わせとして正しいものを、次のア～コのなかから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- |        |        |        |              |
|--------|--------|--------|--------------|
| ア C：衆議 | D：小選挙区 | イ C：衆議 | D：小選挙区比例代表並立 |
| ウ C：衆議 | D：中選挙区 | エ C：衆議 | D：中選挙区比例代表並立 |
| オ C：衆議 | D：比例代表 | カ C：参議 | D：比例代表並立     |
| キ C：参議 | D：小選挙区 | ク C：参議 | D：小選挙区比例代表並立 |
| ケ C：参議 | D：中選挙区 | コ C：参議 | D：中選挙区比例代表並立 |

問4 文中の **E** と **F** に入る語句の組み合わせとして正しいものを、次のア～カのなかから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア E：衆議 F：拘束名簿式比例代表
- イ E：衆議 F：小選挙区
- ウ E：衆議 F：非拘束名簿式比例代表
- エ E：参議 F：拘束名簿式比例代表
- オ E：参議 F：小選挙区
- カ E：参議 F：非拘束名簿式比例代表

問5 下線部(1)に関連する以下の文中の空欄 **a** ~ **e** にあてはまる語句を、次のア～チのなかからそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。なお、同じ記号を複数回用いても構わない。

最高裁判所は、最高裁判所長官と **a** 人のその他の裁判官によって構成される。長官は **b** が指名し **c** が任命するのに対し、その他の裁判官は **d** によって任命される。

最高裁判所では、事件はまず小法廷と呼ばれる **e** 人の裁判官によって構成される合議体(定足数は3人以上)によって審理されるが、法律が憲法に適合するかしないかを判断するときなど重要な事項が問題となる場合は、裁判官全員によって構成される大法廷と呼ばれる合議体によって審理されることとなる。

- |         |           |          |
|---------|-----------|----------|
| ア 4     | イ 5       | ウ 6      |
| エ 7     | オ 13      | カ 14     |
| キ 15    | ク 16      | ケ 20     |
| コ 21    | サ 天皇      | シ 内閣総理大臣 |
| ス 法務大臣  | セ 内閣      | ソ 国会     |
| タ 最高裁判所 | チ 最高裁判所長官 |          |

## 政治・経済

問6 下線部(2)に関連する以下の1～4の記述のうち、正しいものを選んだ組み合わせを次のア～タのなかから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- 1 日本国憲法15条1項には、「国会議員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」と規定されている。
- 2 日本国憲法15条3項は、普通選挙及び秘密投票の保障について規定している。
- 3 日本国憲法15条3項は、「二十歳以上の全国民による普通選挙を保障する」と規定している。
- 4 日本国憲法44条は、その本文において、衆参両院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定めると規定しているが、それに続けて、「但し、人種、信条、社会的身分、門地、教育、資格、財産又は収入によって差別してはならない。」と規定している。

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| ア 1のみが正しい。    | イ 2のみが正しい。         |
| ウ 3のみが正しい。    | エ 4のみが正しい。         |
| オ 1と2が正しい。    | カ 1と3が正しい。         |
| キ 1と4が正しい。    | ク 2と3が正しい。         |
| ケ 2と4が正しい。    | コ 3と4が正しい。         |
| サ 1と2と3が正しい。  | シ 1と2と4が正しい。       |
| ス 1と3と4が正しい。  | セ 2と3と4が正しい。       |
| ソ 1～4のすべて正しい。 | タ 1～4のなかに正しいものはない。 |

問7 下線部(3)に関連する以下の1～4の記述のうち、正しいものを選んだ組み合わせを次のア～タのなかから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- 1 我が国における1890年の第1回衆議院議員総選挙は、直接国税10円以上を納めた25歳以上の男性のみに選挙権が付与された制限選挙であった。
- 2 イギリスでは、1830年代～1840年代にかけて、労働者による普通選挙権の獲得などを求めた政治運動が展開された(チャーチスト運動)。こうした運動の成果として、イギリスでは19世紀に男子普通選挙が実現した。
- 3 フランスにおいては比較的早期に男子普通選挙が実現したが、その後、男女普通選挙が実現するまでには相当の時間を要した。その結果、フランスにおいて男子普通選挙が実現した年から男女普通選挙が実現した年までの年数と、我が国における同様の年数とを比較した場合、両者には4倍以上の開きがある。
- 4 我が国の衆議院議員選挙制度の歴史において、男女別の年齢制限(たとえば男子25歳以上・女子30歳以上)が設けられたことは一度もない。

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| ア 1のみが正しい。    | イ 2のみが正しい。         |
| ウ 3のみが正しい。    | エ 4のみが正しい。         |
| オ 1と2が正しい。    | カ 1と3が正しい。         |
| キ 1と4が正しい。    | ク 2と3が正しい。         |
| ケ 2と4が正しい。    | コ 3と4が正しい。         |
| サ 1と2と3が正しい。  | シ 1と2と4が正しい。       |
| ス 1と3と4が正しい。  | セ 2と3と4が正しい。       |
| ソ 1～4のすべて正しい。 | タ 1～4のなかに正しいものはない。 |

## 政治・経済

問8 下線部(4)に関連して、我が国においてこれまでになされた選挙制度改革について述べた以下の1～4の記述のうち、正しいものを選んだ組み合わせを次のア～タのなかから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- 1 海外で活動する国民が増えたことから、外国からでも投票できる在外投票制度が設けられたが、当初は比例代表選出議員選挙のみに限定されていた。2005年に違憲判決が出されたのを受けて、その後公職選挙法が改正され、今日では衆参の選挙区選出議員選挙についても在外投票が可能となっている。
- 2 従来、我が国における議員定数は、都市部の人口増加などに伴い増員される一方であった。初の定数削減が行われたのは、2000年以降のことである。
- 3 かつての公職選挙法はインターネットを使った選挙運動(いわゆる「ネット選挙」)を禁止しており、政党のホームページや候補者のブログは、選挙期日の公示後に更新することが認められていなかった。しかしながら、2013年の公職選挙法改正により「ネット選挙」が解禁された。もっとも今日においても、候補者や政党以外の有権者が選挙運動のためにメールを送信することは認められていない。
- 4 欧米の動向や憲法改正のための国民投票法に照らして、選挙権年齢を20歳から18歳に引き下げるべきではないかとの議論がなされてきたが、このための公職選挙法改正が2016年になされ、同年に実施される選挙から満18歳以上であれば選挙権を行使できることとなった。

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| ア 1のみが正しい。    | イ 2のみが正しい。         |
| ウ 3のみが正しい。    | エ 4のみが正しい。         |
| オ 1と2が正しい。    | カ 1と3が正しい。         |
| キ 1と4が正しい。    | ク 2と3が正しい。         |
| ケ 2と4が正しい。    | コ 3と4が正しい。         |
| サ 1と2と3が正しい。  | シ 1と2と4が正しい。       |
| ス 1と3と4が正しい。  | セ 2と3と4が正しい。       |
| ソ 1～4のすべて正しい。 | タ 1～4のなかに正しいものはない。 |

[Ⅱ] 次の文章を読んで、下記の問い合わせに答えよ。

第二次世界大戦直後における我が国の社会保障制度は、戦傷者や戦没者遺族など、貧困状態にある人々を救済するための救貧政策を中心としていた。その中心は生活保護制度であり、日本国憲法25条に規定する健康で文化的な最低限度の生活を営む権利(生存権)を保障するという理念に基づく制度として整備された。1950年代中盤までは、国の社会保障関係費のうち生活保護費が最も大きな割合を占めるという時代が続いた。当時の社会保障制度の規模は現在と比べてはるかに小さく、<sup>(1)</sup> 1950年代の社会保障給付費は年額1兆円未満であった。

高度経済成長期に入り、国民の生活水準が向上したことに伴って、それまでの救貧政策のみならず、人々が貧困状態に陥ることを防ぐ防貧政策が重視されるようになった。民間企業従業員や公務員を対象とした公的年金制度である被用者年金制度<sup>(2)</sup>はすでに存在していたが、自営業者や農林漁業従事者等を対象とした公的年金制度ではなく、全国民を対象にした老後の所得保障制度が求められるようになった。これを受けて、1959年に A が制定され(1961年施行)，国民皆年金が実現された。1960年代は、日本の社会保障給付費は年額1兆円を超え、それ以降急速に増大を続けることになる。

高度経済成長の終焉以降の少子高齢化の急速な進行を受けて、公的年金財政<sup>(3)</sup>の長期的な安定性を確保するために、年金制度の見直しが進められた。1985年には A が改正され(1986年施行)，給付水準の適正化、女性の年金権の確立などに加え、基礎年金制度の導入が決定された。そして1994年に行われた年金改革により、厚生年金の受給開始年齢の引き上げが進められることになった。

さらに、2004年に成立した年金制度改革関連法により、「社会経済と調和した持続可能な公的年金制度を構築し、公的年金制度に対する信頼を確保する」および「多様な生き方、働き方に対応して、より多くの人が能力を発揮できる社会につながるような公的年金制度としていく」との考え方に基づく年金制度改革が行われた。

## 政治・経済

問1 下線部(1)について、日本における社会保障給付費の内訳について述べた以下のア～エの文章のうち、誤っているものを一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 2011年度においては、「年金」「医療」「福祉その他」の3部門のうち、「年金」にかかる社会保障給付費が最も多く、その次に多いのは「医療」である。
- イ 年金財政安定化の取り組みにもかかわらず、「年金」にかかる社会保障給付費は増加傾向を続けており、2011年度は50兆円を超えていた。
- ウ 2007年の時点で、日本では「年金」への社会保障給付費が「医療」や「福祉その他」よりも多いが、これは、他の先進国には見られない、日本に固有の特徴である。
- エ 日本では「年金」が社会保障給付費のうち一貫して最大の割合を占めていたわけではなく、1970年代は「医療」への給付費の方が大きかった。

問2 下線部(2)について、日本の公的年金制度のうち、民間企業や官公庁等に雇用されている人が加入する年金である「被用者年金制度」の現行制度について述べた以下のア～エの文章のうち、誤っているものを一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 第2号被保険者のうち民間企業の従業員は、厚生年金の上乗せ部分として国民年金基金に任意加入することができる。
- イ 民間企業の従業員と公務員は加入する被用者年金制度が異なっていたが、現在は一本化されている。
- ウ 自営業者などの第1号被保険者は、被用者年金制度である厚生年金保険には加入できない。
- エ 民間企業の従業員も、自営業者など第1号被保険者と同様に国民年金に加入することとされている。

問3 文中の空欄 A にあてはまる語句として最も適切なものをア～エのなかから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- |           |          |
|-----------|----------|
| ア 国民年金法   | イ 公的年金法  |
| ウ 国民健康保険法 | エ 国民皆保険法 |

問4 下線部(3)について、日本の公的年金の財政方式について述べた以下のア～エの文章のうち、最も適切なものを一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 日本の公的年金制度が採用している賦課方式は先進国の多くが採用している方式であるが、積立方式に比べ、インフレーションにより年金額の価値が低下するという欠点がある。
- イ 日本の公的年金制度は、積立方式から、積立方式と賦課方式の中間形態である修正積立方式へと移行し、現在は賦課方式に近い形である。
- ウ 積立方式は賦課方式に比べ、インフレーションによる年金額の価値の低下、および少子高齢化に伴う勤労世代の負担の増加という点で問題が大きいため、日本の公的年金制度は積立方式から賦課方式に移行した。
- エ 日本の公的年金制度は近年、若年層が多く高齢者層が少ないという人口構造を前提とした積立方式から、こうした人口構造を前提としない賦課方式に移行した。

## 政治・経済

問5 下線部(4)について、1985年の基礎年金制度の導入に伴う変更内容について述べた以下のア～エの文章のうち、最も適切なものを一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア それまで民間企業の従業員とは別に設けられていた公務員の共済年金は廃止され、基礎年金に一本化された。
- イ 基礎年金として国民年金と国民年金基金が導入され、すべての日本国民がこの2つの年金に加入することになった。
- ウ すべての国民が公的年金に加入できるよう、第1号被保険者を対象とした基礎年金が導入されたが、基礎年金の被保険者は2013年時点においても厚生年金の被保険者の半数程度にとどまっている。
- エ 第1号被保険者も第2号被保険者も加入する基礎年金が導入されたが、自営業者など第1号被保険者は、厚生年金の被保険者とはならなかった。

問6 下線部(5)について、2004年の年金制度改革関連法の成立に伴う公的年金制度改革の内容に関して述べた以下の文章を読み、文中の空欄 [B] ~ [F] に入る最も適切な語句を次のア～トのなかからそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

2004年の年金制度改革関連法成立に伴う年金制度改革は、2009年から実施された。この改革は、それ以後の国民年金と厚生年金の保険料は段階的に [B] を行い、将来(2017年以降)は保険料水準を固定するとともに、基礎年金への [C] の割合を3分の1から2分の1へと引き上げることなどにより、年金財政の長期的な安定化と、現役世代の平均年収の50%という年金給付水準の確保を目指したものである。

この年金制度改革に伴い、企業年金に関しては、確定拠出年金の改善も行われた。確定拠出年金は、[D]とも呼ばれる。確定拠出年金は、[E]が運用方法を決め、年金給付額が[F]によって決まるという点で、確定給付企業年金など年金給付額があらかじめ保障されている形態の企業年金制度とは異なっている。

- |            |          |           |
|------------|----------|-----------|
| ア 定額化      | イ 弹力化    | ウ 引き上げ    |
| エ 引き下げ     | オ 国民負担   | カ 国庫負担    |
| キ 保険料負担    | ク 企業負担   | ケ 日本版 ISA |
| コ 日本版 401k | サ 適格退職年金 | シ 職域加算年金  |
| ス 企業(雇用主)  | セ 加入者    | ソ 国       |
| タ 資産管理機関   | チ 勤務先の業績 | ツ 売上実績    |
| テ 公定歩合     | ト 運用実績   |           |

## 政治・経済

[Ⅲ] 次の①および②の文章を読んで、下記の問い合わせに答えよ。

① 2015年9月、安倍首相は経済政策アベノミクスの新たな3本の矢を発表した。その第1の矢は「希望を生み出す強い経済」というものであり、具体的な数値目標として、我が国の名目GDPを [A] にすることを掲げている。GDPとは [B] の英語表記の頭文字であり、一定期間に国内で生み出された財・サービスの [C] を合計したものである。生み出された [C] は、[D] として、雇用者、資金や土地などの提供者、および企業の間で分配され、分配された [D] は、消費や [E] などの形で支出される。このことから、GDPが増加すれば、人々の [D] が増加し、その結果、より豊かな生活が実現することが予想される。ただし、名目GDPが増加しても生活がより豊かになることは限らないこと、また、そもそも少子・高齢化が進行する中でGDPを大きく増やすことには困難が伴うことなどに注意する必要がある。

問1 文中の空欄 [A] に入る金額について、適切なものを次のア～エのなかからから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 500億円 イ 500兆円 ウ 600兆円 エ 1,000兆円

問2 文中の空欄 [C] ~ [E] に入る最も適切な語句を、次のア～スのなかからそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

[B] は解答不要です。

- |         |         |         |        |
|---------|---------|---------|--------|
| ア 国民総生産 | イ 国内総生産 | ウ 最終生産物 | エ 付加価値 |
| オ 総価値   | カ 生産量   | キ 価格    | ク 給与   |
| ケ 年金    | コ 配当    | サ 所得    | シ 投資   |
| ス 資産    |         |         |        |

問3 下線部(1)に関する記述として適切でないものを次のア～エのなかから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

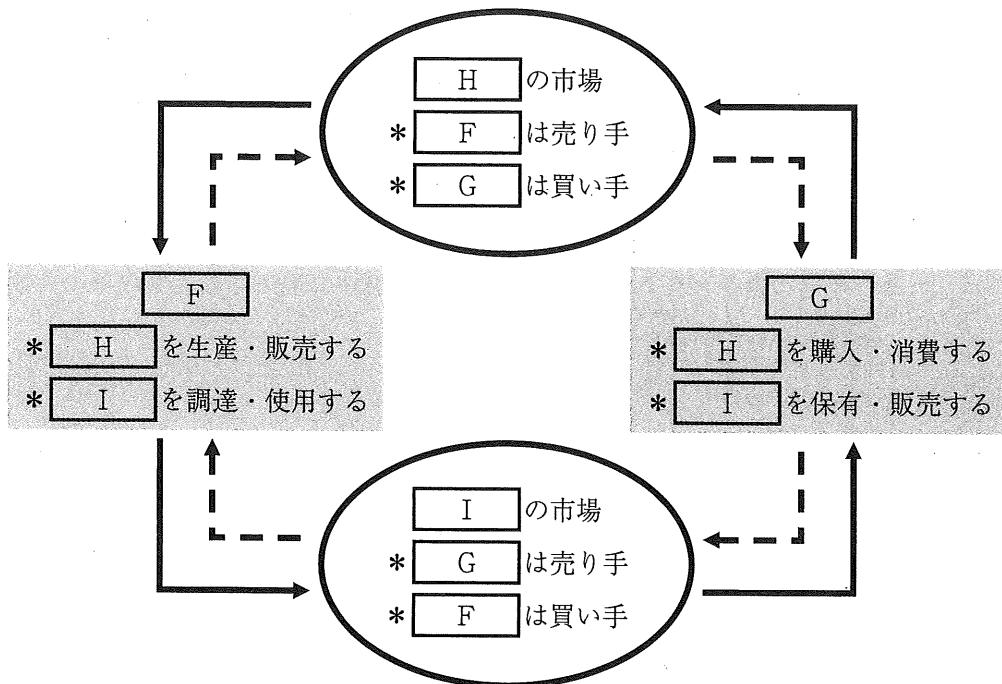
- ア 名目 GDP が増加してもデフレが進むと実質所得が目減りしてしまう。
- イ 名目 GDP が増加しても人口が増加すると一人あたりの所得が減少してしまう可能性がある。
- ウ 人々が労働時間を増やせば名目 GDP が増加するが、それが生活の豊かさの向上につながるとは限らない。
- エ 生活の豊かさをより正確に測るために、GDP に代わる新たな指標の作成が試みられている。

問4 下線部(2)に関する記述として適切でないものを次のア～エのなかから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 労働力人口の減少が GDP の増加に対する阻害要因となる。
- イ GDP の増加を実現させるために子育てや介護に対する公的な支援が求められているが、政府の財政状況は厳しい。
- ウ 将来的に生じる親の介護や自らの老後に関する不安や悲観は経済活動を低迷させる効果を持つと考えられている。
- エ イノベーションは、産業構造の変化を通じて失業を生み出すため、長期的に見ると、GDP の増加を阻害する。

## 政治・経済

② 市場経済の構造は、最も単純化した場合、図のように表現できる。この図に関して、以下の問い合わせに答えよ。



<図>マンキュー(足立ほか訳)『マンキュー入門経済学(第2版)』(東洋経済, 2014年)

39ページの図を参考に作成

問5 図中の空欄  と  に入る語句の組合せとして最も適切なものを次のア～エのなかから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア F：企業 G：政府

イ F：企業 G：家計

ウ F：家計 G：企業

エ F：政府 G：家計

問6 図中の空欄  と  に入る語句の組合せとして最も適切なものを次のア～エのなかから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア H：財・サービス I：資本・労働力

イ H：財 I：サービス

ウ H：労働力 I：貨幣

エ H：土地 I：資本

問7 図の説明として適切でないものを次のア～エのなかから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア ゲームソフトの代金の流れは図の上側の右から左への矢印で表される流れに含まれる。
- イ 賃金の流れは図の下側の右から左への矢印で表される流れに含まれる。
- ウ 散髪サービスの流れは図の上側の左から右への矢印で表される流れに含まれる。
- エ 中間生産物の流れは図の中に表れてこない。

## 政治・経済

[IV] 次の文章を読んで、下記の問い合わせに答えよ。

企業はそれがどのような資本によって設立されているかに応じて、いくつかの形態をとる。民間の資本によって設立される法人企業や、国や地方公共団体が所有し経営する(1)公企業、民間と公共の資本によって設立される公私合同企業などがある。

現代の社会で広く普及している株式会社は、幅広い出資者から多額の資金を集めのに適している。18世紀後半にはじまった産業革命とともに、生産方式が A から工場制機械工業に移行した。さらに石炭・鉄鋼業等の重工業の発展には多額の資本調達が必要とされたが、これを株式会社制度の発達が支えた。

19世紀から20世紀初頭には、欧州や米国で少数の巨大資本が国民経済を支配する B 主義がみられるようになった。企業は他企業の株式を取得することでM&A(企業合併・買収)を行うことができる。20世紀には直接に生産上の関連を持たない様々な企業を吸収、合併し、複数の産業にまたがって事業を行う C がみられるようになった。

株式会社は資本主義の発展を支えたものの、経営者の怠慢が生じたり、株主が企業そのものよりも配当だけに关心を持ったりする可能性を、リカードやマルサスとともに古典派経済学を展開した D は指摘している。そこでディスクロージャーやコーポレート・ガバナンス<sup>(3)</sup> が重要になる。

企業は、生産拡大のために工場や設備を取得する設備投資など、その事業資金をいくつかの方法で調達している。たとえば株式や社債の発行を通じて市場から資金を集める E 金融、銀行などの金融機関から借入を行う F 金融、利潤の一部を内部留保として積み立てる内部金融である。

株式が取引される株式市場では、株式の取引価格がその経済的実態以上に投機的に上昇するバブルの状態が生じることがある。その崩壊に伴う株価の暴落は、しばしば深刻な不況や景気の低迷につながった。

問1 文中の空欄  A ~  F に当てはまる用語として最も適切なものを、次のア～ツの中からそれぞれ一つずつ選び、解答欄の記号をマークせよ。

- |             |            |
|-------------|------------|
| ア 重商        | イ ケインズ     |
| ウ ポストハーベスト  | エ マニフェスト   |
| オ 上方        | カ コミンフォルム  |
| キ 直接        | ク 借金       |
| ケ ガルブレイス    | コ 独占資本     |
| サ 下方        | シ コングロマリット |
| ス 国債        | セ 修正資本     |
| ソ マニュファクチュア | タ アダム・スミス  |
| チ 間接        | ツ コンドミニアム  |

問2 下線部(1)について、日本における「民間の資本によって設立される法人企業」に関連する次のア～オの記述のうち、誤っているものを一つ選び、解答欄の記号をマークせよ。

- ア 日本では2006年の会社法の施行以降、有限会社が新たに設立されなくなった。
- イ 株式会社では株価に発行株式数をかけたものが、その会社の時価総額である。
- ウ 合資会社には無限責任と有限責任の社員があり、後者には経営権を認めない。
- エ 株式会社では出資者が必ずしも経営をしなくてもよく、有能な経営者を募ることができる。
- オ 合同会社と合名会社では、出資者が企業の債務に対して負うべき責任がその出資分に限定されない。

## 政治・経済

問3 下線部(2)に関連する次のア～キの記述を読み、それについて、正しい場合は解答欄のaを、誤っている場合には解答欄のbをマークせよ。

- ア 高い利潤の確保を目的に、同じ産業の企業が価格や生産量について協定を結ぶことをトラストと呼ぶ。
- イ 企業のM&Aには、企業間の同意にもとづいて進められる友好的な合併を含まない。
- ウ 1990年代後半から2005年まで、日本企業が関わるM&Aの年間件数は増えなかった。
- エ 複数企業の統合は、共同で設立した持株会社に株式を移転させ、その傘下に入ることで行われることがある。
- オ コンツェルンは、親会社が株式保有を通じて子会社や孫会社を支配する企業集団である。
- カ 三角合併では、存続会社の親会社の株式を、吸収合併される会社の株主に交付する。
- キ 現在の日本では、不況の克服や、経営の合理化を目的としたカルテルが広く一般に行われている。

問4 下線部(3)に関連する次のア～オの記述のうち、誤っているものを一つ選び、解答欄の記号をマークせよ。

- ア コーポレート・ガバナンスとは、経営者が適切な企業経営を行いその責任を果たしているかを監督することや、その仕組みのことをいう。
- イ 企業には、労働法や会社法、民法などの法令に従って活動を行う、コンプライアンスが求められる。
- ウ 取締役の経営の内容について監督、検査する監査役は、取締役とは違い、株主総会で選任されない。
- エ 企業が、事業活動やその成果に関する情報を投資家に開示することを、ディスクロージャーという。
- オ 日本では、取締役や監査役が企業に損害を与えた場合、その責任を追及するために株主が訴えを起こすことができる。

(白 紙)